

ハルム保育園 利用規約

第一条	<p>主意</p> <p>当園でいう保育サービスとは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項に規定する施設である認可外保育施設「ハルム保育園」が行う保育業務をいう。</p>
第二条	<p>目的</p> <p>保育サービスは、乳幼児の保護者の委託を受けて、この保護者に代わって当該乳幼児を保育することにより、専門知識を有する保育士等の立場から乳幼児の健全な発育を促すとともに、保護者に対する適切な指導・支援を行うことで、その保護者の育児に関わる心身の負担を軽減し、保護者と乳幼児のゆとりある家庭環境の構築に寄与すること、また、地域環境に密着した保育サービスを提供することにより、保護者と乳幼児の地域への愛着心の養成に寄与することを目的とする。</p>
第三条	<p>名称等</p> <p>施設の名称等を次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none">名称：ハルム保育園 所在地：兵庫県尼崎市上坂部3-29-8 連絡先：06-4950-0881 園長：中野 文代 <p>設置者の名称等を次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none">名称：有限会社 シンクスファーマシー 代表者：代表取締役 吉川 正男 所在地：兵庫県尼崎市潮江1丁目15番3号-114号
第四条	<p>定義</p> <p>当約款において次のように用語を定める。</p> <ul style="list-style-type: none">園 → ハルム保育園 児童福祉法 → 児童福祉法 昭和22年法律第164号 利用者 → 保育サービスの契約を申し込む者。乳幼児の保護者。 園児 → 実際に保育サービスの提供を受ける乳幼児 平日 → 月曜日から土曜日まで 通常保育時間 → 午前7時30分から午後6時30分まで
第五条	<p>営業年度</p> <p>園の営業年度を4月1日から3月31日とする。</p>
第六条	<p>休業日</p> <p>園は、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日を休業日とする。</p>
第七条	<p>営業日</p> <p>保育サービスの実施日を第6条及び7条の休業日を除く日とし、これを営業日とする。また各保育サービスの実施時間を営業日の午前7時30分から午後7時30分までとし、この実施時間を営業時間とする。</p>
第八条	<p>営業日の変更</p> <p>園は、施設の適正な運営のため、臨時に営業日及び営業時間を変更することができるものとする。園は、前項に規定する営業日の変更をしたときは、その前日までに変更した営業日又は営業時間を施設のわかりやすい位置に掲示するものとする。</p>
第九条	<p>保育サービスの種別</p> <p>園が行う保育サービスの種類を次の通り定める。</p> <ul style="list-style-type: none">月極保育 → 週内において平日の利用日数と併せ土曜日の利用予定を決め月単位で繰り返す保育サービス
第十条	<p>オプションサービスの種別</p> <p>園が行うオプションサービスの種類を次の通り定める。</p> <ul style="list-style-type: none">時間延長 → 月極保育において、基本営業時間の午前7時30分から午後7時30分までの時間帯に対し、希望により午後6時30分から午後7時30分までの夜間時間の保育を行う保育サービス。原則申し込み時に、延長する期日又は期間、延長時間を指定頂くものとする。
第十一条	<p>定員</p> <p>施設の定員を原則23名とする。</p>
第十二条	<p>契約申込</p> <p>利用者は、本約款を承諾した上で、必要な各種書類（入園申込書等）を園に提出するものとする。</p> <p>なお、各書類については保育乳幼児1名ごとに提出が必要なものとする。</p>
第十三条	<p>申込の承諾</p> <p>園は、13条に定める申し込みがあったときは、その申し込みを受け付けた順序に従って承諾する事を原則とする。園は、前項の規定に関わらず、保育サービスの定員に空きがない場合は、承諾を延期し、又は承諾しないことができるものとする。</p> <p>園は、前2項の規定に関わらず、次に掲げる場合は、承諾しないことができるものする。</p> <ul style="list-style-type: none">保育サービスの申し込み時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合 利用者が保育料金等の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあると園が判断した場合 過去に不正行為などにより保育サービスに係る契約の解除又は保育サービスの利用を停止されていることが判明した場合 恒常的に医療行為が必要な場合、専門的な特別支援教育を必要とする場合、アレルギーなどの症状が著しく重い場合、慢性疾患があり、通常保育の困難な場合、その他保育サービスの申し込みを承諾することが、園の運営上著しい支障があると園が判断した場合

第十四条	<p>契約事項の変更</p> <p>利用者は、第13条の書類に記載した事項に変更があった場合は、速やかにその変更について、変更届及び園が必要と認める書類を添えて、園に届け出るものとする。利用者が前項についての申請を怠った場合により受けた利用者の損害を、利用者は園に請求することはできない。また、利用者が前項についてその申請を怠った場合により受けた園の損害を、園は利用者に請求することができるものとする。</p>
------	---

第十五条	<p>園の契約の解除</p> <p>園は、利用者が第18条の規定により保育サービスの利用の停止を受けた場合において、園が期間を定めた催告を利用者に行ったにも関わらずその事由が解消されないときは、園所定の方法によりあらかじめ利用者へ通知を行った上で、当該保育サービスの契約を解除できるものとする。この場合において、利用者一切の債務は、当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払うものとする。</p>
------	---

第十六条	<p>利用者の契約の解除</p> <p>利用者は、保育サービスの契約を解除しようとする場合は、保育サービスの契約の解除をしようとする日の1ヶ月前までに、退園届に園が必要と認める書類を添えて、園に届け出るものする。この場合において、保育サービスの契約の解除までに発生した利用者一切の債務は、保育サービスの契約の解除があった後においてもその債務の履行が行われるまで消滅しないものとする。</p>
------	---

第十七条	<p>保育サービスの利用の停止</p> <p>園は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、何ら責任を負うことなく、利用者の保育サービスの利用を停止することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">保育サービスの利用の契約に関し虚偽の事項を通知したことが判明した場合 支払期日を経過しても保育料金等を支払わない場合 破産手続きの開始又は再生手続きの申し立てがあった場合 その他この約款上の義務を現に怠り、又は怠る恐れがある場合
------	--

	<p>園は、前項の規定により保育サービスの利用を停止する場合は、あらかじめその理由、停止する日又は期間、若しくは停止を解除する条件を利用者に通知する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>園は、停止に至った事由が解消されたと園が認めた場合は、第1項の規定に関わらず、 利用者の保育サービスの利用を再開することができるものとする。</p>
--	---

第十八条	<p>月極保育料金</p> <p>月極保育サービスの月当たりの保育料金及び時間延長の利用料は、別に園で定めるものとする。</p> <p>なお、0歳から2歳までの子どものうち、住民税非課税世帯であって、保育の必要性のある子どもは保育の無償化の対象です。（令和元年10月1日より）条件の詳細については別紙にて説明するものとする</p> <p>また、兄弟姉妹で入園する場合には月額保育料金より、2人目20％、3人目30％引きを行うこととする。</p>
------	---

第十九条	<p>一時預かり保育料金</p> <p>一時預かり保育の保育料金は、別に園で定めるものとする。</p>
第二十条	<p>給食・備品使用時等の料金</p> <p>昼食又はおやつその他保育中の保育幼児の状況から、園が必要と判断した場合の月当り、又は1回あたりの提供サービス料金は、別に園で定めるものとする。</p>

第二十一条	<p>保育料金等の支払い</p> <p>利用者は、月極保育を利用する場合は、第20条に規定する保育料金を当該保育サービスの利用を始める月の前月28日までに支払うものとする。全ての支払い方法は、指定口座へ入金とする。</p>
第二十二条	<p>支払遅延損害金</p> <p>利用者は、前条の保育料金等の支払いについて支払期日を経過しても支払わない場合は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に応じ、保育料金等に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額を園に支払うものとする。</p> <p>ただし、園が特にやむを得ないと認める事由がある場合を除く。月極保育、短時間保育を利用する場合には上記支払い遅延が二か月続けて発生した場合は、一旦退園扱いとなる。翌月以降の保育サービスの提供を希望する場合は再度、入園の扱いとなる。</p>

第二十三条	<p>園の責任</p> <p>園は、保育サービスの実施にあたり、（有）シンクスファーマシーと賠償責任保険及び障害保険を締結し、園が利用者又は保育幼児に損害を与えた場合は、これらの保険契約の範囲内で、その損害に対し賠償責任を負うものとする。</p>
-------	---

第二十四条	<p>園児の受入れ</p> <p>登園時に37.5度以上の熱がある場合は、園児の受け入れはしないものとする。登園時に熱が37.5度未満であっても、保育サービス中に38.0度を超えた場合は、利用者もしくは予め登録された近親者に連絡の上、お迎えに来て頂くものとする。</p>
-------	---

第二十五条	<p>事故発生時の対応</p> <p>万が一事後が発生した場合、利用者へ連絡の上、園指定の病院／医院にて診察をする場合がある。</p>
-------	---

第二十六条	<p>与薬</p> <p>与薬に関して、原則園では行わないものとする。</p>
-------	---

第二十七条	<p>伝染病</p> <p>伝染病に罹患した場合は、登園不可とする。また、登園を再開する場合は、完治したという医師の証明書を必要とする。医師の証明書が必要なものは以下の通り：</p> <p>第2種伝染病 インフルエンザ 百日咳 麻疹 風疹 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 水痘症 咽頭結膜熱 結核</p> <p>第3種伝染病 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他伝染病</p>
-------	--

第二十八条 利用者の責任
利用者は、故意又は過失により園に損害を与えた場合は、その損害に対し賠償責任を負うものとする。利用者は、保育サービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該契約者又は第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合は、自らの費用及び責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、園を一切免責するものとする。利用者は、保育に必要となる器材を(着替えのための衣類やタオル、おむつ等、園が別に必要と判断する器材をいう)保育サービスを利用する期間の初日又は毎日施設に持ち込むものとし、保育のため園が当該器材を使用し、又は消費することに承諾するものとする。

第二十九条 約款の変更
園は、一定の予告期間を以って園のホームページその他園所定の方法にて告知することにより、この約款を変更することができるものとする。この場合において、第 16 条に基づく契約の解除の届け出が園に対してなされないときは、利用者はかかる変更について承諾があったものとする。

第三十条 法に基づく表示
児童福祉法第 5 9 条の 2 の 4 に規定する書面はこの約款とし、記載する事項は次の各号に掲げるものとする。

- 設置者の名称及び所在地、施設の名称及び所在地、管理者の氏名及び住所は第 3 条に掲げる通りとする。
- 保育サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項は第 19 条から第 23 条までに掲げる通りとする。
- 利用者に対して提供する保育サービスの内容は第 10.11 条に掲げるとおりとする。

園児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額を下記の通りとする。
(日本子ども育成協議会 総合補償制度、独立行政法人日本スポーツ振興センター)

- 賠償責任保険 1 事故 10 億円
- 賠償責任保険 死亡・後遺障害 100 万円
- 災害共済給付制度 死亡見舞金 3,000 万円 (通園中の場合 1,500 万円)
- 入院 1 日当たり 1,500 円
- 通院 1 日当たり 1,000 円

利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
園長：中野 文代
連絡先：06-4950-0881

第三十一条 提携する医療機関
名称：医療法人社団くまがいこどもクリニック 住所：〒661-0953 尼崎市東園田町 9-37-11
提携内容：年 2 回 内科検診、入所児童の健康保持のための適切な措置
名称：医療法人社団 康佑会 永井歯科医院 住所：〒661-0033 尼崎市南武庫之荘 2-33-6
提携内容：年 1 回 歯科検診

第三十二条 機密保持
園は、保育サービスの提供に関連して知り得た利用者の秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、裁判所の発する令状、児童福祉法第 59 条に基づく報告の要求その他法令に基づき開示する場合にはこの限りでない。

第三十三条 個人情報保護
利用者は、園が知り得た利用者の個人情報のうち次の各号に掲げるものについて、園が当該各号に掲げるその利用(第三者への提供を含む)の目的(以下「利用目的」という)の達成に必要な範囲内で取扱うことに同意するものとする。

- 利用者との間において保育サービスの提供に伴い必要となる運用業務、料金等の請求、与信管理、料金等の変更及び保育サービスの変更、中止又は停止に係る通知をするため、利用者等の氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、会社名、部門名、住所、性別、生年月日、契約情報(契約の種類、申込日、契約日、その他の保育サービス契約の内容に関する情報をいう)、及び料金等の情報等を利用すること
- 保育サービスの提供として、保育サービスの提供とともに、その他保育サービスの提供との関連において、利用者からの請求、問合せおよび苦情に対する対応又は連絡をするため、利用者等の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス及び料金等の情報等を利用すること
- 保育幼児の生命、身体等の保護を目的とし、提携医療機関等において保育幼児を受診させるため、利用者等の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、健康保険証に記載する情報等を利用すること

第三十四条 委任
本約款に定めるもののほか、本約款及び保育業務の遂行のために必要な事項は、園が別に定めることができるものとする。

第三十五条 協議事項
本約款に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた場合は、その都度、園及び利用者は、民法その他の法律に基づき、誠実に協議することにより解決するものとする。

第三十六条 準拠法
この約款は、日本国の法令に準拠するものとする。

第三十七条 合意管轄
園と利用者との間における一切の訴訟については、地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、利用規約内容を理解し、承諾の上、ハルム保育園に申し込みいたします。

年 月 日

申込者 印